岩手県監査委員告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づいて行った事務の執行に係る監査の結果を次のとおり公表する

平成29年3月3日

岩手県監査委員 髙 橋 元 岩手県監査委員 嵯 峨 壱 朗 岩手県監査委員 吉 田 政 司 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

第1 行政監査の概要

1 監査のテーマ

公の施設の指定管理者制度について

2 監査の目的

平成15年9月、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)が施行され、地方公共団体が設置する公の施設の管理において、「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」を目的として、「指定管理者制度」が創設された。

これにより、以前は、地方公共団体の直営以外では、他の地方公共団体、公共的団体及び出資法人への管理委託しか認められていなかったものが、本制度の創設後は、民間事業者を含む幅広い団体が管理に参入することができるようになった。

本県においても、平成15年度策定の「岩手県行財政構造改革プログラム」に、質の高い行政サービスを提供することを目的として本制度の導入が盛り込まれ、平成16年度には公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年岩手県条例第36号。以下「指定手続等条例」という。)や「公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン」(平成16年7月23日総務部管財課策定。以下「ガイドライン」という。)等を制定の上、平成17年度から、岩手県公会堂を皮切りに本制度を積極的に導入してきた。

本制度導入から10年以上が経過したことなどを踏まえて、指定管理に係る業務がガイドライン等に沿って適切に執行されているか、また、当初想定した導入の効果が図られているか、さらにはどのような課題があるかなどを改めて検証し、今後の一層適正な制度運用に資することを目的として、地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施した。

3 監査の対象

(1) 対象とする事務

県が所管する公の施設における指定管理に係る事務を対象とした。

(2) 対象とする機関

ア 監査対象機関

(ア) 公の施設を所管する21室課

	部・室課名			
総務部	総務室、総合防災室			
政策地域部	地域振興室			
環境生活部	環境生活企画室、若者女性協働推進室			
保健福祉部	地域福祉課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援課、医療政策室			
商工労働観光部	産業経済交流課、観光課、雇用対策・労働室			
農林水産部	森林整備課、森林保全課、水産振興課、漁港漁村課			
県土整備部	都市計画課、建築住宅課、港湾課			
教育委員会事務局	生涯学習文化課、スポーツ健康課			

(イ) 総務部管財課(本県における公の施設に係る指定管理者制度を所管)

イ 調査対象機関

公の施設の指定管理を行っている45の指定管理者(第2の1の表を参照)について、地方自治法第199条第8項の規定に基づき調査した。

4 監査の着眼点

- (1) 指定管理者選定の手続は適切に行われているか。
- (2) 施設の設置目的に沿って適切に運営されているか。
- (3) 管理運営の評価及び見直しが適切に行われているか。
- (4) 指定管理者制度の導入効果は十分得られているか。

これらについて、基本的にガイドラインを判断指標として監査を行った。

【参考】ガイドラインについて

指定管理者制度の効果的な運用に向けて、基本的な考え方を定めるものとして、平成16年度に「ガイドライン」が策定されている。

主な内容としては、指定管理者制度の概要、制度導入に係る基本的考え方(指定の手続等を含む。)、施設設置者としての県の対応などとなっており、公の施設を所管する関係室課は、これに沿って指定管理に係る事務を行っている。

5 監査の実施方法

(1) 所管室課の監査

ア 実地監査

比較的規模が大きい県民利用施設を所管する室課の中から、施設種別等を勘案し選定した5室課に、指定管理者制度の 所管課である総務部管財課を加えて、実地監査を実施した。

(ア) 予備監査

平成28年11月から同年12月にかけて、上記の6室課に対し、監査委員事務局職員が、事前に提出を求めた監査調書に 基づき、指定管理に係る事務等について質疑や関係書類の確認等を行った。

(イ) 本監査

平成28年12月に、監査委員が予備監査結果を確認の上、6室課の総括課長等への質疑、意見交換等を行った。

イ 監査調書の作成

平成28年10月から同年11月にかけて、実地監査の対象を含む全22機関に対し、監査調書の作成を求め、県全体における 指定管理に係る事務の状況等を把握した。

(2) 指定管理者の調査

ア 実地調査

県が実施する指定管理に係る事務の状況と指定管理者が実施する運営管理の状況を対比して実態把握するため、(1)に おいて実地監査を実施した5室課(総務部管財課を除く。)が所管する公の施設に係る指定管理者を5者選定の上、実地 調査を実施した。

(ア) 予備調査

平成28年9月及び同年12月に、上記の5指定管理者に対し、監査委員事務局職員が、事前に提出を求めた調査票に基づき、指定管理に係る事務等について質疑や関係書類の確認等を行った。

(イ) 本調査

平成28年10月及び同年12月に、監査委員が予備調査結果を確認の上、当該指定管理者を訪問し、代表者等への質疑、意見交換等を行った。

イ アンケート調査

平成28年10月から同年11月にかけて、実地調査の対象以外の40指定管理者に対し、指定管理に係る事務等についてアン

ケート調査を実施し、指定管理に係る意見や要望等を把握した。

【実地監査・実地調査の対象一覧】

	実地監査	対象の機関	実地調査対象の指定管理者	所管・管理する施設名
1	環境生活部	環境生活企画室	岩手ビルサービス株式会社、セント	県営屋内温水プール
			ラルスポーツ株式会社、陽光ビルサ	
			ービス株式会社グループ	
2		若者女性協働推進	株式会社NTTファシリティーズ、	県民活動交流センター
		室	株式会社東北博報堂、鹿島建物総合	
			管理株式会社、岩手県ビル管理事業	
			協同組合グループ	
3	商工労働観光部	産業経済交流課	岩手県ビル管理事業協同組合、株式	岩手産業文化センター
			会社JTB東北共同事業体	
4	県土整備部	都市計画課	KOIWAI(小岩井農牧株式会社	県立御所湖広域公園
			、小岩井農産株式会社)	
5	教育委員会事務	スポーツ健康課	公益財団法人岩手県スポーツ振興事	県営運動公園、県営体育館、県営武
	局		業団	道館、県営野球場、県営スケート場
				、県立御所湖広域公園艇庫
6	総務部	管財課	_	_

第2 指定管理者制度の現状

1 施設の状況

【平成28年4月1日現在】

	県所管室課	施設名	開始年月	指定管理者	施設区分
総務	総務室	県公会堂	平成17年	第一商事株式会社、学校法人龍澤学館	D
部			4月	、株式会社IBC開発センター、株式	
				会社総合企画新和グループ。	
	総合防災室	県立総合防災センター	平成18年	公益財団法人岩手県消防協会	D
			4月		
政策	地域振興室	平庭高原体験学習館(森のこだ	平成20年	葛巻高原食品加工株式会社	Α
地域		ま館)	4月		
部		平庭高原自然交流館(しらかば	平成20年	平庭観光開発株式会社	Α
		の湯)	4月		
環境	環境生活企画室	県営屋内温水プール	平成18年	岩手ビルサービス株式会社、セントラ	A
生活			4月	ルスポーツ株式会社、陽光ビルサービ	
部				ス株式会社グループ。	
	若者女性協働推進室	県民活動交流センター	平成18年	株式会社NTTファシリティーズ、株	В
			4月	式会社東北博報堂、鹿島建物総合管理	
				株式会社、岩手県ビル管理事業協同組	
				合グループ	
保健	地域福祉課	福祉の里センター	平成18年	社会福祉法人大洋会	Е

福祉			4月		
部	障がい保健福祉課	視聴覚障がい者情報センター	平成18年4月	株式会社NTTファシリティーズ、株式会社東北博報堂、鹿島建物総合管理 株式会社、岩手県ビル管理事業協同組 合グループ	Е
		県立療育センター	平成19年 4月	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	Е
		ふれあいランド岩手	平成18年 4月	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	Е
	子ども子育て支援課	いわて子どもの森	平成18年 4月	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	Е
	医療政策室	いわてリハビリテーションセン ター	平成18年 4月	公益財団法人いわてリハビリテーショ ンセンター	Е
商工 労働	産業経済交流課	岩手産業文化センター	平成18年 4月	岩手県ビル管理事業協同組合、株式会 社JTB東北共同事業体	В
観光 部	観光課	陸前高田オートキャンプ場	平成18年 4月	陸前高田地域振興株式会社	A
		岩洞湖家族旅行村	平成18年 4月	盛岡市	A
	雇用対策・労働室	勤労身体障がい者体育館	平成18年 4月	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業 団	A
農林 水産	森林整備課	県立緑化センター	平成18年 4月	特定非営利活動法人緑の相談室	В
部	森林保全課	県民の森	平成18年 4月	公益社団法人岩手県緑化推進委員会	С
		滝沢森林公園	平成18年 4月	KOIWAI (小岩井農牧株式会社、 小岩井農産株式会社)	С
		千貫石森林公園	平成18年 4月	有限会社小沢興業	С
		大窪山森林公園	平成18年 4月	大江田河内自治会	С
		折爪岳森林公園	平成18年 4月	二戸市	С
	水産振興課	県立水産科学館	平成18年 4月	宮古市	D
	漁港漁村課	種市海岸休養施設	平成18年 4月	洋野町	A
		種市漁港レクリエーション等施 設	平成18年 4月	洋野町	A
県土	都市計画課	内丸緑地	平成18年	特定非営利活動法人緑の相談室	С

整備			4月		
部		県立花巻広域公園	平成18年	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業	С
			4月	団	
		県立御所湖広域公園	平成18年	KOIWAI(小岩井農牧株式会社、	С
			4月	小岩井農産株式会社)	
	建築住宅課	県営住宅	平成18年	一般財団法人岩手県建築住宅センター	С
			4月		
		特定公共賃貸住宅	平成18年	一般財団法人岩手県建築住宅センター	С
			4月		
	港湾課	リアスハーバー宮古	平成18年	特定非営利活動法人いわてマリンフィ	A
			4月	ールド	
教育	生涯学習文化課	県立図書館	平成18年	株式会社NTTファシリティーズ、株	D
委員			4月	式会社東北博報堂、株式会社図書館流	
会事				通センター、鹿島建物総合管理株式会	
務局				社、岩手県ビル管理事業協同組合グル	
				ープ	
		県民会館	平成18年	公益財団法人岩手県文化振興事業団	D
			4月		
		県立博物館	平成18年	公益財団法人岩手県文化振興事業団	D
			4月		
		県立美術館	平成18年	公益財団法人岩手県文化振興事業団	D
			4月		
		県立県北青少年の家	平成18年	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業	D
			4月	団	
		県立陸中海岸青少年の家	平成18年	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業	D
			4月	団	
		県立県南青少年の家	平成18年	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業	D
			4月	団	
	スポーツ健康課	県営運動公園	平成18年	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業	A
			4月	団	
		県営体育館	平成18年	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業	A
			4月	団	
		県営武道館	平成18年	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業	A
			4月	団	
		県営野球場	平成18年	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業	A
			4月	団	
		県営スケート場	平成18年	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業	A
			4月	団	
		県立御所湖広域公園艇庫	平成18年	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業	A
			4月	団	

	県営スキージャンプ場	平成18年	八幡平市	A
		4月		

※ 施設区分は、A:レクリエーション・スポーツ施設、B:産業振興施設、C:基盤施設(公園・県営住宅等)、D:文 教施設、E:社会福祉施設である(総務省調査「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」の施設区分 による。)。

2 指定管理者の状況

施設区分	施設数	株式会社等	公益法人等	特定非営利活 動法人	市町村	その他	摘要
A レクリエーション ・スポーツ施設	16	4	7	1	4		
B 産業振興施設	3	2		1			
C 基盤施設(公園・ 県営住宅等)	10	3	4	1	1	1	「その他」は自治会
D 文教施設	10	2	7		1		
E 社会福祉施設	6	1	5				
合 計	45	12	23	3	6	1	

第3 監査の結果

1 選定の手続

(1) 募集・周知方法等

[募集方法]

ガイドラインでは、民間企業等の幅広い参入の機会を確保し、競争原理を働かせるという趣旨から指定管理者の募集は原則公募とされている。現状では、45施設のうち41施設(91.1パーセント)において公募により行われていた。

なお、公募が行われていない4施設は、社会福祉施設とレクリエーション・スポーツ施設であった。

【表1】

区 分	公 募	非公募	計
施設数	41	4	45

〔募集期間〕

ガイドラインでは、募集期間を1か月以上とし、十分な周知期間を設けることとされている。現状では、40施設(97.6パセント)において1か月以上の募集期間が設けられていた。

なお、募集期間が1か月未満の1施設についても、書類受付期間の1か月以上前から募集要項を配布し周知を行っていた

【表2】

区 分	1か月以上	1か月未満	計
施設数(公募41)	40	1	41

[周知方法]

ガイドラインでは、募集に係る周知方法として、県の広報、ホームページ、掲示板、新聞、広報紙、通知などにより広く 周知を行うこととされている。現状では、ホームページのみとする施設が27施設(65.9パーセント)と最も多く、複数の手 段を用いて周知を行っている施設は14施設(34.1パーセント)にとどまっていた。

【表3】

		他の手段(マスコミ投込、	
		関係者へ通知、県公示板等	
)を併用	
施設数(公募41)	27	14	41

[応募状況]

公募を行っている41施設中、直近に実施した公募について、応募者が1者のみの施設は38施設(92.7パーセント)であり、他の3施設も2者にとどまっていた。

【表4】

区 公	応募者数		応募者数		≅L
区分	1 者	2 者	計		
施設数(公募41)	38	3	41		

(2) 選定基準、選定委員会等

〔選定基準〕

ガイドラインでは、指定手続等条例第3条に示されている公平性、効率性及び効果性、安定性について、各施設の機能、 性質、設置目的を踏まえた選定基準を設定し、総合的に審査するとされている。現状では、45施設のうち42施設(93.3パー セント)が設定していた。

【表5】

	区 分	設定	非設定	計
施設数	数	42	3	45

[選定委員会]

ガイドラインの留意事項では、指定管理者選定の透明性、公平性を確保するために、必要に応じて専門的な知識を有する 有識者等を交えた選定委員会などを設置するとされている。現状では、非公募で地元市町村を指定管理者に選定している1 施設を除いて、44施設(97.8パーセント)が有識者等により構成される選定委員会を設置していた。

【表6】

区 分	設 置	非設置	11th
施設数	44	1	45

[選定委員会の選定過程の公開]

ガイドラインでは、「審議会等の会議の公開に関する指針」(平成11年3月31日制定)に従って、選定委員会における選 定過程の公開を適正に行うとされている。現状では、選定委員会を設置している44施設のうち、公開している施設は36施設 (81.8パーセント)であった。

【表7】

区 分	公 開	非公開	計
施設数(設置44)	36	8	44

〔選定結果の公開〕

ガイドラインでは、選定結果について、情報公開条例(平成10年岩手県条例第49号)第7条第1項各号に該当するものを 除き公表するよう努めるとされている。現状では、公開している施設は39施設 (86.7パーセント) であった。

【表8】

区 分	公 開	非公開	計
施設数	39	6	45

(1) 指定期間

ガイドラインでは、指定管理者の指定期間は、おおむね3年から5年程度とされている。現状では、3年である施設が31 (68.9パーセント)、4年が3 (6.7パーセント)、5年が11 (24.4パーセント)であった。

なお、総務省による「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」では、平成27年4月1日現在で、指定期間が $1\sim2$ 年が2.4パーセント、3年が17.8パーセント、4年が7.7パーセント、5年が65.3パーセント、6年以上が6.8パーセントであった。

全国と比較した本県の特徴としては、指定期間が短期の施設が多いといえる。

【表9】

区 公		-1.≑		
区分	3 年	4 年	5 年	計
施設数	31	3	11	45

[本監査及び本調査]

本監査において、「指定期間を3年とする理由」について、所管室課から以下のような回答があった。

- ・ 競争性の確保から3年としている。
- ・ ガイドラインでは3~5年となっており、その幅の中で所管課が判断している。施設・設備の老朽化が進んでおり、期間を長くした方がよいかは慎重に検討すべきである。
- 期間の延長について、指定管理者から要望があり、次回の更新時期に検討していきたい。

また、本調査においては、指定期間について、指定管理者から以下のような回答があった。

- ・ 指定期間が3年では、計画的な展望に立った施設の管理・運営ができない。また、職員の配置を始め、新たな投資をしても回収がままならない。
- ・ 職員の雇用が課題であり、指定期間が3年では厳しい。5年であれば計画的にできるようになる。
- ・ 業務に使用するコンピュータの固定資産としての償却期間がおおむね5年程度であり、やむを得ず購入ではなく レンタルで対応している。
- ・ 3年単位での対応は厳しい。短期間では、人を募集してもなかなか確保できないし、必要な物件のリース期間も 大半が5年となっている。

(2) 指定管理料・修繕等

[指定管理料]

指定管理料については、募集要項等において上限額が定められ、指定管理者に応募する者がその範囲内で積算することとなっている場合が多いが、アンケート調査では、運営経費が指定管理料と入館料等の合計を上回っているとする施設もあった。

[修繕における指定管理者の負担限度額]

指定管理者は、協定書等で定める負担限度額以下の修繕を分担し、一方県は、当該額を超える修繕を分担すると取り決めることが多い(45施設中31施設)が、それを超えても、県の予算措置を待っていては、利用者の利便性や安全確保のため支障が生じる可能性がある場合等に、指定管理者が修繕を行っていた事例が散見された。

【表10】

限度額	3万円	10万円	30万円	50万円	100万円	計
施設数	2	2	6	7	14	31

[本監査及び本調査]

本調査において、施設の修繕について、指定管理者から以下のような回答があった。

・ 50万円以下の修繕は指定管理者で対応しているが、件数の縛りがないので、件数が多くなると対応できない。指

定管理者の方で応急措置を講じた上で、県が予算措置するまで待っている状況にある。

・ 点検を行い、利用者にとって危険と思われるものについては県に要望するが、予算の制約があり、なかなか要望 どおりにはいかない。実際、負傷事故も発生しており、管理者としては、施設の休止等を考えざるを得ないが、利 用者へのサービスが低下することになるため、難しい判断をしなければならなくなってきている。

「中長期的な修繕計画〕

県有施設・設備の老朽化が進む中、限られた予算で効果的・効率的に改修・修繕を実施していくためには、中長期計画に基づく計画的な対応が求められる。現状では、計画を策定しているとする施設が24(53.3パーセント)あったが、策定していないとする施設も21(46.7パーセント)あった。

なお、アンケート調査においても、県に対し、中長期的な施設改修計画の策定を検討してほしい旨の要望があった。

【表11】

区 分	策定済	非策定	計	摘要
施設数	24	91		非策定では、予算要求時に計画を立
	24	21	45	てているとする室課が多い。

[本監査及び本調査]

本監査において、中長期的な修繕計画の策定について、所管室課から以下のような回答があった。

- ・ 今後のあり方検討委員会で、施設整備の方向性について検討していきたい。
- ・ 大規模修繕済みだが、施設・設備の経年劣化の状況等をみて、多額の修繕費等を要することとなった際には抜本 的な検討を行う。
- ・ 予算が限られているので、まず施設が継続して使えるように修繕している。ただ、利用者の利便向上となるもの 、例えば、洋式トイレの整備などは不十分である。
- ・ 平成29年度以降の中期的計画は考えていきたい。使用しないものは修理しないとか、撤去するとかも含めて考えていきたい。

なお、本調査において、指定管理者の努力の評価について、指定管理者から以下のような回答があった。

・ 指定管理料の中で光熱水費等が精算費目とされている場合に、指定管理者の努力によって費用が少なく済んだ場合でも、それが評価されない制度になっている。一定の範囲で考慮してもらえればありがたい。

(3) 災害時等の対応

[行動計画、マニュアルの策定]

ガイドラインでは、協定書に盛り込むべき内容として「危機管理に関する事項」が例示されている。現状では、県が設置する公の施設において、災害時等に迅速かつ的確に利用者の避難・誘導等を行うため、災害時等における行動計画やマニュアルを策定している施設は、45施設のうち39施設(86.7パーセント)であった。

【表12】

区分	策定	非策定	計
施設数	39	6	45

※非策定の6施設には、緑地等の野外施設が3施設含まれている。

3 管理運営の適正性

(1) 管理運営状況の把握、指定管理者と県の情報共有等

[管理運営状況の把握]

ガイドラインでは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるとされている。指定管理者の管理運営状況の確認については、協定書等に基づき、毎月利用実績等に係る定例報告が県に提出されている。

全ての施設において、県に対し定例報告が提出されていたものの、その内容の確認については、書面のみによる形式的な確認にとどまっている施設が31施設(68.9パーセント)であった。

【表13】

区 分	書面確認のみ	書面確認に加え現場確認等を実施	計
施設数	31	14	45

[指定管理者と県の情報共有等]

県が施設設置者として責任ある対応をするためには、指定管理者と情報共有や意見交換等のための会議等を定期的に開催する必要があると考えられるが、そのような会議等を開催している施設は16施設(35.6パーセント)にとどまっていた。

なお、開催していない施設については、随時又は定例報告や修繕工事の完了検査等の際などに適宜協議等を行っていると する場合も多かったが、指定管理者へのアンケート結果において、定例的な会議等の開催を要望する指定管理者が少なから ずあったことから、必ずしも十分とはいえないと考えられる。

【表14】

区 分	開催	非開催	計
施設数	16	29	45

(2) 利用者ニーズの把握等

〔利用者ニーズの把握〕

ガイドラインでは、施設の設置者としての責任を果たすため、利用者の満足度や苦情などを把握する仕組を整えるとされている。現状では、県として独自に利用者のニーズ調査等を実施している施設はなく、指定管理者が受理したアンケートや 苦情等を定例報告等により把握・共有しているとする施設が多かった。

【表15】

区 分	県実施	指定管理者実施	非実施	計
施設数	0	42	3	45

[モニタリング]

関係条例や協定書等で定める「指定管理者に求められる管理水準」の遵守状況等を測定・評価し、必要に応じて是正措置等を行う仕組(モニタリング)について、実施しているとする施設が30施設(66.7パーセント)あった。

なお、予備監査等の結果によれば、指定管理者から県に提出される定例的な業務報告書の内容確認等を指している施設が 多いと推測される。

【表16】

区 分	実 施	非実施	=+
施設数	30	15	45

(3) 管理運営の評価

〔評価基準〕

「指定管理者制度導入施設の管理運営に係る評価について」(平成20年4月1日総務部管財課策定。以下「管財課通知」という。)に基づき、施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、業務の履行状況、運営体制、サービスの質等を県が評価するとされており、毎年度、各施設所管室課の評価に基づき、管財課が総括して公表している。

評価基準については、監査調書によれば32施設 (71.1パーセント) で策定しているとあったが、予備監査等の結果によれば、管財課通知に定める評価指標のことを指している施設が多いと推測される。

当該評価指標は、例えば「A:協定書、提案書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績(効果)があり、優れた管理がなされている」など、比較的抽象的であるため、各施設所管室課による評価の整合性が図られているかどうか疑問である。

なお、監査の結果、独自に詳細な評価基準を策定している室課もあったが、大半の室課では策定されていなかった。

【表17】

区分	策定	非策定	計
施設数	32	13	45

[評価のための組織]

管財課通知においては、評価について専門的知識を有する有識者等の視点を導入することが望ましいとされている。現状では、評価のための組織を設置して、有識者等の視点を導入している施設は4施設(8.9パーセント)にとどまっていた。

【表18】

区 分	設 置	非設置	計
施設数	4	41	45

4 指定管理者制度の導入効果

[利用者数の推移]

指定管理者制度導入年度の前年度における利用者数と、平成27年度における利用者数を比較した場合、22施設(48.9パーセント)において増加していた。

なお、利用者数が減少している施設の中には、東日本大震災津波の影響等により利用者数が落ち込んだ施設もあるが、近年では総体的に利用者数が持ち直している傾向にある。

【表19】

区分	利用者数の推移			計
	増加	減少	その他	ijΤ
レクリエーション・スポー	7	7	2	16
ツ施設	1	(2	10
産業振興施設	2	1	0	3
基盤施設	7	2	1	10
文教施設	3	6	1	10
社会福祉施設	3	2	1	6
計	22	18	5	45

^{※「}その他」は、指定管理者制度導入年度の前年度の利用者数が不明である場合等である。

[指定管理料の推移]

指定管理者制度導入年度の前年度における指定管理料と、平成28年度における指定管理料を比較した場合、16施設(35.6パーセント)において金額が減少していた。

【表20】

区 公		∌L		
区分	増加	減少	その他	計
施設数	9	16	20	45

※「その他」は、指定管理者制度導入年度の前年度の指定管理料が、書類保存期限の経過により書類が保存されていないため不明な施設等である。

[本監査及び本調査]

本監査において、指定管理者制度の効果について、所管室課から以下のような回答があった。

- ・ 専門的知識により管理がなされ、利用者の集客に有効である。
- ・ 営業時間などを柔軟に設定できる。

- ・ コスト面では指定管理料の圧縮、サービス面では管理者のノウハウを生かした管理ができる。
- ・ フェイスブックでの情報発信などが柔軟に行われている。
- 利用料金制なので、損益が管理者に帰属するという意味で、インセンティブが働く。
- ・ 民間のノウハウが活用できサービスが向上しているし、施設内の諸機能の横断的な取りまとめのスキルがある。 また、県が修繕計画を立てる際に、指定管理者からの提案が役立っている。

また、本調査においては、同じく指定管理者制度の効果について、指定管理者から以下のような回答があった。

- ・ 「利用者にとって良いか」という面では、利用者の声を聴く仕組(御意見ボックス等)を実施しており、クレームもあれば賞賛もいただいている。この10年間のクレームへの対応で、利用者ニーズ等の傾向をほぼ集約できたと考えている。来場者からの極端な不平・不満は聞かれなくなっている。
- ・ 指定管理者としても、一定の利用率が確保さえできれば、経済的なメリットは十分にある。
- 「努力すれば利益が出る」という点でインセンティブが働く。
- ・ 1企業だけではできないがグループを組めば管理することができ、ノウハウの蓄積など、会社にとって収益以上 のメリットがある。
- 公の業務として公共施設の管理に関わることは民間企業にとってイメージ的にもメリットがある。
- ・ 県の施策に基づき設立された団体であり、県と一体的に活動している。利用者や地域のニーズ等を吸い上げて集 約して県に提案し、県は県全体の施策の中で調整し、事業を決定している。その意味で、管理者にとってはもちろ ん、県にとっても意義あるものと考える。

第4 監査意見

指定管理者制度が、その導入の本来の目的を達成していくためには、ガイドライン等に従った適正な事務処理に加え、幅広い参入機会の確保や、円滑な管理運営が可能となる環境の整備、管理運営状況の適切な把握等が求められる。

そのため、監査委員は、ガイドライン等の運用状況や、制度導入の効果及び課題等を把握する観点から監査を行ったものであり、その結果について、以下のとおり意見を述べる。

1 全体の評価

今回の監査の結果、本県における指定管理者制度については、一部に工夫等の余地はあるものの、指定管理者の経営ノウハウの発揮、住民サービスの向上、県の経費節減及び効果的・効率的な施設管理という、いわゆる「三方よし」の状況が形作られつつあることから、全体としては、地方自治法の定める制度の趣旨等に照らして、おおむね良好と認められた。

2 個別の課題

(1) 早急に対処すべき課題

ア募集、周知方法等

応募者が1者である施設が9割を超え、指定管理者が固定化している現状については、民間企業等の幅広い参入を促す 観点からは課題がある。応募者が少ない要因として、施設の管理運営のノウハウを有する民間企業等が少ないという状況 に加え、施設・設備の老朽化等の問題が考えられる。

これらを直ちに解決することは容易ではないが、現状を分析し、例えば、多様で効果的な周知方法、適切な募集条件、 県が求める管理水準に相応しい適切な指定管理料の確保、指定管理者の管理上の自主的努力を評価する仕組(インセンティブ付与等)など、応募者の増加を図り、競争性を拡大していく工夫に引き続き取り組む必要があると考える。

イ 選定過程及び選定結果の公開

指定管理者の選定過程や選定結果を非公開としている施設があるが、公正な選定の確保や、応募を検討している事業者 に対する情報提供という観点からも、ガイドラインの趣旨に沿って、選定過程及び選定結果の公開に向けて検討する必要 があると考える。

ウ 指定期間

国の調査結果によれば、指定期間を5年とする施設の割合が最も多く、指定期間の長期化が全国的な傾向となっている

が、本県では3年とする施設の割合が最も多い。

また、指定管理者に対するアンケートにおいては、人材の確保・育成や経営の安定化等の観点から、指定期間の延長について多くの要望が寄せられた。

一方、施設所管室課の中には、他の団体の参入機会を確保するという理由から、長期の指定期間の設定については消極 的なところもあった。

施設の設置目的や現状、競争性の確保等も十分に踏まえながら、一層の効果的・効率的な管理を図るため、現行の指定期間が適切であるか、改めて検証する必要があると考える。

エ 修繕に関する負担区分

協定書において、施設・設備の修繕に関する県と指定管理者の負担区分が定められているが、県が修繕すべきであるにもかかわらず、県の予算措置を待っていては利用者の安全に支障が生ずる等の理由により、指定管理者が実施した修繕が散見された。

また、指定管理者に対するアンケートにおいて、一定の金額以上の修繕について県と指定管理者が協議を行う場合の基準が不明であるとするものがあった。

今後、施設・設備の老朽化が進み、修繕に係る経費の増嵩が見込まれることから、県と指定管理者の負担区分について 疑義が生じないよう基準を明確化し、協定書等に明文化する必要があると考える。

オ 管理運営状況の把握、指定管理者と県の情報共有等

指定管理者による管理運営状況の把握については、県が毎月定例的に業務報告書の提出を受けているが、記載内容の形式的な確認にとどまっている傾向があったので、施策の実施主体である県としては、必要に応じ現地確認やヒアリング等を実施するなど、現状をより詳細に把握する必要があると考える。

また、サービスの向上や施設の適切な管理運営のためには、指定管理者と県の密接な連携が不可欠である。監査の結果では、担当者間のみの随時の協議等にとどまっている例が多いが、組織対組織として定期的な情報共有や意見交換等を行う必要があると考える。

(2) 検討に時間を要する課題

ア 指定管理料

指定管理料については、その上限額が募集要項等で示されるが、県が指定管理者に求める管理水準の確保に見合った金額となっているかどうか、管理の実情を適正に把握したうえで、定期的に確認する必要があると考える。

また、応募者の増加や指定管理者の取組意欲の喚起を図るため、施設の利用料収入増加や経費節減等に応じて指定管理 者のインセンティブが働く仕組(例えば光熱水費における節減の取組に対する評価等)の導入・拡大について検討する必要があると考える。

イ 施設・設備の老朽化への対応

県が所有する施設・設備については、総体的に老朽化が進んでおり、指定管理者に対するアンケートにおいても、利用者の安全確保等について懸念が生じている旨の回答があった。

改修・修繕が必要な箇所を的確に把握し、優先順位をつけながら計画的に改修・修繕を行い、施設の長寿命化を図って いくことが重要である。

このため、効果的・効率的な施設管理や予算執行等の観点から、指定管理者と密接に情報共有しながら、施設の長寿命 化計画の策定等を検討する必要があると考える。

ウ モニタリングの実施

管理運営状況を的確に把握等していくためには、指定管理者による施設管理が、協定書等で求められる管理水準を達成しているかどうか把握・評価し、必要に応じ改善措置を指示するモニタリングの実施が重要である。

このため、モニタリングの仕組を構築し、それを協定書等に明文化して定期的に実施するなどの対応を検討する必要が あると考える。

エ 管理運営の評価

指定管理者による施設管理の評価は、質の高いサービスの確保や継続的な業務改善のプロセス等にとって必要不可欠な ものであり、的確な評価を行うためには、各施設所管室課において可能な限り詳細で客観的な評価基準を設定し、評価対 象者である指定管理者と共有することが望ましい。

各施設所管室課においては、施設の設置目的や現状等を考慮しながら、適切な評価基準のあり方について検討する必要があると考える。

また、管財課通知では、必要に応じて選定委員会等の有識者による評価等を実施するとされており、客観的な評価態勢を確保する必要があると考える。

オ その他留意事項

指定管理者の中には、従前の管理委託の時代から継続して受託している県の出資等法人もある。当該指定管理について みると、管理業務の内容、県との関係等において実質的に従前と同様の状況にある場合が多く、さらには、県職員が当該 法人に派遣されている場合もある。

今後に向けては、競争性の確保などの観点から改めて現状を検証し、指定管理者制度の一層適正な運用に向けた検討を 進める必要があると考える。